

開催協議会名	令和7年 第4回 津和野警察署協議会		
開催日時	令和7年12月11日(木) 午後2時00分から午後3時30分まで		
出席者	協議会委員	3人	
	警察署	7人(署長、副署長、生刑課長、交通課長、警備課長、生活安全係長、総務係長)	
会議・協議	署長からの 諮詢問	諮詢事項	令和8年速度取締り指針の策定
		説明概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当署管内における交通事故実態(路線別、時間帯発生状況)の分析結果 ○ 速度取締り重点路線 ○ 重点取締り場所 ○ 重点時間帯及び指定理由等 ○ 令和8年速度取締り指針 ○ 当署における取締り方策 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者に周知されていない新たな場所で取締りを行うこと ・取締り要望のある路線での取締りを積極的に行うこと ・できるだけ人目につくよう取締りの回数を増やすこと
	答申(意見等)	<p>1 速度取締り指針が県警のホームページに公表されることが分かったが、一般的に県警のホームページを閲覧することは少ないと感じる。他の方法で周知できないか。 【警察】 自治体の広報紙で掲載することについても検討してみる。</p> <p>2 交差点付近で駐在所のミニパトが赤灯を回転させて警戒しているのは緊張感を与えると感じる。 【警察】 今後も継続して警察官の見せる活動をし、交通事故防止に努めていく。</p>	

		署長からの説明	説明事項	緊急銃猟
		説明概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急銃猟の法定4条件 <ul style="list-style-type: none"> ・人の日常生活圏への侵入 ・人への危害を防止することが緊急に必要 ・銃猟以外の方法では困難 ・銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない ○ 緊急銃猟の実施者等 <ul style="list-style-type: none"> ・実施の決定権者 ・現場責任者 ・捕獲する者 ・後方支援要員 ・職員の応援派遣 ○ 緊急銃猟と警察の関係 <p>警察は「緊急銃猟」を実施する主体ではないが、市町村から通知があれば「緊急銃猟」の実施に関する各種支援を行うこととなる。</p>
		意見・提言		<p>1 津和野城等は人の日常生活圏ではないが、多くの観光客がいる場合は緊急銃猟制度の対象となるか。</p> <p>【警察】</p> <p>個別に判断する必要がある。</p> <p>2 警察として具体的にクマ対策をしているのか。</p> <p>【警察】</p> <p>警察官が街頭活動中にクマに遭遇する可能性も踏まえ、クマ撃退スプレー、クマ鈴を携帯している。</p>
視察				留置施設の視察
委員からの感想				<p>各委員から</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 留置施設内に初めて入ったが、厳重に管理されており、逃走防止が図られているのが分かった。 <p>旨の感想が聞かれた。</p>

そ の 他	<p>会長から、本年10月10日に警察本部で開催された警察署協議会連絡会議に出席した会議内容（運営状況、委員定数見直し、活性化に向けた工夫、意見・提言に対する警察署の取組等）について報告があった。</p>
写 真	 <p>【会長挨拶】</p>  <p>【署長挨拶】</p>  <p>【令和8年速度取締り指針説明】</p>  <p>【緊急銃猟説明】</p>  <p>【意見交換】</p>  <p>【クマ撃退スプレーの説明】</p>